Ţ	TUル十尺	五人音册	示认沈(2月决定分) 土税局			決況	定区分	分		(	根拠	規規	定)	条例	列フ纟	条		禄式2一1
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非常品	有	5 1 号	2号	3 号	4 号	5 号	6号	7号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	R2. 2. 3	R2. 2. 13	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	60	1													主税局千代 田都税事務 所法人事業 税課
2	R2. 2. 3	R2. 2. 13	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	74	1													主税局中央 都税事務所 法人事業税 課
3	R2. 2. 3	R2. 2. 12	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、港都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	91	1													主税局港都 税事務所法 人事業税課
4	R2. 2. 3	R2. 2. 13	新宿都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届 出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、新 宿都税事務所に免理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の 額 ⑥決算期 ⑦業種	59	1													主税局新宿 都税事務所 法人事業税 課

						決定	区分	}		(1	(根拠規		定)	条例	]7身	Ž.		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非 不開 存	存否応答拒否	1 号	2号	3 号:	4号-	5号	6号号	7 { 号 <del>异</del>	3 9 号	非開示理由等	所管局部課 等
5	R2. 2. 3	R2. 2. 13	台東都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届 出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、台 東都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の 額 ⑥決算期 ⑦業種	29	1													主税局台東 都税事務所 事業税課
6	R2. 2. 3	R2. 2. 13	品川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、品川都税事務所にや処理したものに係る下記の事項のリスト(①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	30	1													主税局品川 都税事務所 事業税課
7	R2. 2. 3	R2. 2. 13	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに保る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種		1													主税局渋谷 都税事務所 事業税課
8	R2. 2. 3	R2. 2. 14	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種		1													主税局豊島 都税事務所 事業税課
9	R2. 2. 3	R2. 2. 13	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	26	1													主税局荒川 都税事務所 事業税課

						決	定区	分			(根	拠規	(定)	条	例7条				
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示		存否応答拒否	1 2	2 号 号	3 4号号	5 <del>;</del> 号	6号	7 号	8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
10	R2. 2. 3	R2. 2. 13	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置 届出書」のうち、令和元年10月1日から今和元年12月31日までの間に、 八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト (別設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の 額 ⑥決算期 ⑦業種	17	1														主税局八王 子都税事務 所事業税課
11	R2. 2. 3	R2. 2. 13	立川都税事務所に登配した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト 「設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	27	1														主税局立川 都税事務所 事業税課
12	R1. 12. 20	R2. 2. 18	平成30年12月10日東京地方裁判所判決に係る判決文	33		1				1	I 1			1				(条例第7条2号) 特定の個人を識別できる情報や個人の資産に関する情報であるため (条例第7条3号) 法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営 上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (条例第7条6号) 主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報であり、主税局と納税者のみが 知りうる情報である。このため、公にすることで納税者との信頼関係が損なわれ、今後の 税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある ため	主税局資産税部計画課

## 表の見方

## <決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。